

項目	地域	宇治市 (まちづくり景観条例)	
公共・公益施設	道路	原則として6 m以上の幅員とする。	
	公園	1 宅地開発事業及び特定用途建築行為(集合住宅)で、事業区域面積が1,000㎡以上のものにあつては、事業区域面積の3%以上(100㎡に満たないときは100㎡)を自己の負担において設置し、その用地及び施設を市に無償譲渡すること。 2 事業区域面積が1,000㎡以上3,000㎡未満のものについては、公園設置を公園整備協力寄附金に換えることができる。	
	上・下水道	1 給水計画について市長と事前に協議し、自己の負担において必要な上水道施設を整備すること。 2 汚水排水計画について市長と事前に協議し、公共下水道施設等の必要な施設は自己の負担において設置すること。	
	消防施設	1 事業区域内に必要な消火栓又は防火水槽等を設置すること。 2 中高層建築行為を行うときは、大型車両が有効に活動できる空地を確保し、進入路を設けること。	
	教育施設等	小学校	市長が学校用地を必要と認めた場合、次の用地を無償譲渡すること。 ○計画戸数1,500戸(区画を含む)につき 小学校用地1校分(19,800㎡) ○計画戸数3,000戸(区画を含む)につき 小学校用地2校分(39,600㎡)及び 中学校用地1校分(26,400㎡)
		中学校	
		保育所	市長が保育所用地を必要と認めた場合、計画戸数1,500戸(区画を含む)につき、保育所用地(2,000㎡)を無償譲渡すること。
	し尿処理施設	公共下水道 合併浄化槽方式 集中浄化槽方式 収集方式	
公害対策		1.当該事業に起因して公害が生じ、若しくは生じるおそれがある場合は、当該事業を中止しその原因の排除に努めること。 2.当該事業に起因して生じる公害による被害の補償については責任を負うこと。	
文化財の保護		埋蔵文化財包蔵地及びその周辺地域・重要文化的景観選定地区において開発事業を行う場合、事前に市長と協議し、発掘調査等が必要な場合はその費用を負担すること。	
その他の措置		・集合住宅を建設するときは、原則として計画戸数の80%以上(ただし、敷地内に40%以上)の駐車場、また、世帯者向住宅は200%、単身者向住宅は100%の駐輪場を敷地内に確保することとする。 ・事業区域内において、雨水の流出を抑制する対策を講ずること。	
施行改正年月日		平成21年 4月 1日施行	